

高知大学理工学部規則

平成29年 2月27日
規則 第 60号

最終改正 令和6年3月11日規則第59号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 高知大学理工学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、高知大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 本学部は、総合的な教養及び理学や工学に関する専門的知識と理工学的な視点を有し、グローバル化する社会の中で、自らが課題を発見しそれを解決していける能力を身に付けさせ、社会における様々な分野で活躍できる人材を育成することを目的とする。

第2章 学 科

(学科・コース)

第3条 本学部は、次の学科を置き、各学科の目的については、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 数学物理学科

数学コース及び物理科学コースの2つのコースを置き、数学分野と物理科学分野の研究に基づいた教育プログラムを学生に提供することによって、論理的思考力・問題解決能力を強固に身に付け、それらを用いることによって基礎理学の進展と応用を目指し、社会における様々な理学分野で活躍できる人材の育成を目的とする。

(2) 情報科学科

計算システム科学、ソフトウェア科学、数理情報学の研究に基づいた教育プログラムを学生に提供することによって、論理的思考力を身に付け、さらに高度情報化社会で幅広く活躍できる人材の育成を目的とする。

(3) 生物科学科

生物科学の各学問分野の研究に基づいた教育プログラムを学生に提供することによって、問題解決のためにデータを正しく活用し、生物多様性や自然環境保全などの諸問題を自律的に解決する能力を身に付けた人材の育成を目的とする。

(4) 化学生命理工学科

化学と生命科学の基礎から応用に至る総合的研究に基づいた教育プログラムを学生に提供することによって、物質・材料、環境、生命など社会で生じる諸課題の実践的解決に、柔軟な思考力で取り組むことができる創造性豊かな人材の育成を目的とする。

(5) 地球環境防災学科

地球環境、自然災害の研究に基づいた教育プログラムを学生に提供することで、自然が関わる事象（環境・防災・減災・地域作り）に対して適切な課題設定のもとで問題解決する能力を身に付けた人材の育成を目的とする。

第3章 入 学

(入学志願の手続)

第4条 入学志願者は、所定の期日までに、本学所定の願書を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学者の選考方法は、教授会で定める。

(決定)

第6条 入学者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第4章 授 業

第7条 削除

(授業科目及び履修方法)

第8条 授業科目及びその単位数並びに履修方法については、別に定める。

(他学部科目の履修)

第9条 学生は、他学部開設の授業科目を履修することができる。

(大学院科目の履修)

第10条 学生が、高知大学大学院総合人間自然科学研究科（以下「研究科」という。）に進学を志望し、本学部が教育上有益と認めるときは、当該専攻長の許可を得て、研究科の授業科目を履修することができる。

2 学生が研究科の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(授業時間割)

第11条 授業科目の題目及び授業時間割は、毎学年（科目によっては毎学期）授業開始前に発表する。

(履修登録)

第12条 学生は、毎学期（科目によっては毎学年）初めに履修しようとする科目を定め、履

修登録をするとともに履修届を提出しなければならない。

2 設備その他の都合により、科目の履修人員を制限することがある。

第5章 科目修了

(科目修了)

第13条 授業科目の修了及び成績は、試験又はこれに代わるべき方法、平常成績、出席状況等によって、担当教員が判定し、単位を与えて証明する。

2 科目試験は、学期又は学年の終わりにおいて行うほか、随時行うことがある。

3 単位数の計算基準は、別に定めるところによる。

(出席日数)

第14条 学生は、原則として当該科目につき授業時数の3分の2以上出席しなければ、単位認定を受けることはできない。

(成績評価)

第15条 成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。

第6章 卒業

(卒業要件)

第16条 本学部を卒業するためには、学則第28条に規定する修業年限を満たし、高知大学理工学部履修規則（以下「履修規則」という。）に定める必要科目の単位を修得しなければならない。

(早期卒業)

第17条 本学部において3年以上在学し、卒業に必要な科目の単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者は、教授会の議を経て、卒業を許可することがある。その取扱いについては、別に定める。

(秋季卒業)

第18条 本学部において4年以上在学し、卒業判定時に履修規則に定める卒業に必要な単位数を修得できなかった者で、秋季卒業を希望するものは、教授会の議を経て卒業を許可することがある。その取扱いについては、別に定める。

(在学年数及び単位の通算)

第19条 第16条及び前条の在学期間には、本学他学部又は他大学の在学年数を通算することがある。

2 第16条及び前条の単位には、他大学で履修した科目の単位数を通算することがある。

(決定)

第20条 卒業者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第7章 転学、転学科、編入学

(転学)

第21条 本学他学部又は他大学の学生で、本学部に転学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。その取扱いについては、別に定める。

2 転学の時期は、学年の初め1回とする。

(転学科等)

第22条 本学部において、他学科又は他コースに転じようとする場合には、前条の規定に準ずる。

2 本学部から他学部へ転じようとする場合には、前項の規定に準ずる。

(編入学)

第23条 本学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。その取扱いについては、別に定める。

2 編入学の時期は、学年の初め1回とする。

第8章 学位

(学位の授与)

第24条 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

第9章 研究生・科目等履修生

(研究生・科目等履修生)

第25条 本学部の研究生・科目等履修生として入学を願い出る者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

2 研究生・科目等履修生の取扱いその他については、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月11日規則第59号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。